

令和7年度

平和事業(出張講座等)への 講師派遣事業



講師派遣事業は、会員自治体の平和事業を支援するため、会員自治体が主催する平和啓発を目的とした講座、講演会等に講師を派遣します。

対象事業 ※次の①・②を満たすこと

- ① 会員自治体が令和7年度に主催する平和啓発を目的とした事業であること（※実行委員会形式で実施する場合、会員自治体が事務局を担っていること）
- ② 1回の派遣において、100人以上の受講参加が見込まれること

派遣講師

- ① 長崎大学核兵器廃絶研究センター及び核兵器廃絶長崎連絡協議会が推進する、平和教育の実践に取り組む大学生等（以下、「大学生等」）
- ② 長崎市家族・交流証言者または広島市被爆体験伝承者（以下、「伝承者」）
※厚生労働省の被爆体験伝承者等派遣事業を利用可能な場合は、同事業の利用を優先する

派遣期間

- ① 大学生等…原則 8月・9月・3月 ※要相談
- ② 伝承者等…個別に相談

派遣自治体

5自治体程度

申請手続



【申請】

派遣を希望する会員自治体は、平和事業（出張講座等）への講師派遣申込書（第1号様式）により、対象事業の実施予定日の原則2か月前までに、非核協事務局（以下、「事務局」という）に申請する。

【講師決定】

事務局は、派遣する講師の調整を行い、講師派遣決定通知書（第2号様式）により、会員自治体に通知する。

【実施報告】

会員自治体は、当該事業終了後、すみやかに派遣実施報告書（第3号様式）を事務局に提出する。

講師派遣事業実施にあたっての役割分担

- ① 事務局：派遣する講師の手配・派遣に係る旅程の調整
- ② 会員自治体：参加者の確保・会場の確保・機材（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等）の確保・講師との打ち合わせ・その他必要な業務

費用負担等

- ① 事務局負担：講師旅費（宿泊費を含む）、日当、謝礼金
- ② 会員自治体：上記以外に係る費用（例：会場、附属施設使用等）

その他

- ・1 会員自治体への派遣は、1 会計年度あたり原則 1 回とする。ただし、連続した日程もしくは 1 日に複数会場に講師を派遣する場合は 1 回と数えることとする
- ・対象事業の実施予定日の原則 2 か月前までに、事務局に申請すること
- ・講師の都合等によりご希望に添えない場合があります

【参考：令和6年度実績】

令和6年度は、3自治体（北海道函館市、北海道釧路町、宮城県美里町）へ大学生等を派遣しました。

派遣先では、受講対象者に合わせた内容で、原子爆弾投下の被害や現在の核を巡る世界情勢を加え分かりやすく行いました。

また、グループワークを行い平和について考え、話し合い、色々な考えを知ることができ、次の世代への継承という観点から大きな成果が得られたと報告を受けました。

是非、派遣についてご検討ください！！



【お問い合わせ】

〒852-8117 長崎市平野町7-8 日本非核宣言自治体協議会事務局(長崎市平和推進課)
TEL:095-844-9923/FAX:095-846-5170/E-Mail:info@nucfreejapan.com